

# 令和元年台風 15 号災害（千葉県）に伴う災害ボランティア車両の高速道路の無料措置

令和元年 9 月 16 日  
東日本高速道路株式会社

令和元年台風 15 号災害（千葉県）に伴う災害ボランティア車両の高速道路の無料措置を実施しています。

このたび、復旧作業の長期化を考慮し対象道路・対象 IC を県内限定することなくご利用可能となりました。

災害ボランティア車両の無料措置の適用を受けるためには、あらかじめ下記リンク先から「ボランティア車両証明書」をダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえ、本証明書を係員にご提出いただく必要があります。（2019 年 7 月より、手続きが簡素化されています。詳しくは、[災害ボランティア車両の高速道路無料措置における手続きの簡素化](#)についてをご参照ください。）

- 1 対象となる被災地府県 [千葉県](#)
- 2 「ボランティア車両証明書」 [「ボランティア車両証明書」様式](#)をご参照ください。  
「ボランティア車両証明書」様式

千葉県	千葉県社会福祉協議会	<a href="http://www.chibakenshakyu.com/saigai.php">http://www.chibakenshakyu.com/saigai.php</a>	※最新のボランティア受付状況を左記ホームページ等でご確認ください。	<a href="#">ボランティア車両証明書様式</a> 【PDF:80KB】
-----	------------	---	-----------------------------------	---

## 3 利用方法

- (1) 「ボランティア車両証明書」様式をダウンロード
- (2) 往路分、復路分の様式に、様式及び下記記載の注意事項に同意したうえで必要事項を記入
- (3) 高速道路を利用（往路）し、被災地の指定 IC にて顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員へ提出
- (4) ボランティア活動実施
- (5) ボランティア活動終了時、災害ボランティアセンター等で証明書に「活動確認」の押印を受ける
- (6) 高速道路を利用（復路）し、出発地の IC にて顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員へ提出

※走行途中の本線料金所では、顔写真付きの本人確認書類を提示のうえ、証明書の確認欄に押印を受けてください。

※複数箇所ボランティア活動をされる場合のご利用方法につきましては、下記の資料をご確認ください。

利用方法イメージ

添付資料 [災害ボランティア車両の高速道路無料措置における手続きの簡素化について](#)

添付資料 [複数箇所ボランティアを実施する場合のご利用方法について](#) 【PDF:192KB】

## 4 注意事項

- 災害ボランティア車両の無料措置は、災害ボランティアに従事する方のみが対象です。
- 料金所通行時には、運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類をご提示いただきます。

- 入口では一般レーンで通行券を受け取り、出口では一般レーンで本証明書と通行券を係員にお渡しください。（首都高速道路や阪神高速道路等、入口で料金精算を行っている場合には、入口で証明書を係員にお渡しください。）
- ETC は、ご利用いただけません。（入口または出口をご通行される際は、車載器から ETC カードを抜いて、ご通行ください。）
- ボランティア証明書に記載の入口 IC、出口 IC 以外のご利用はできません。
- 通行止め等のやむを得ない場合を除き、原則、途中流出はできません。
- 証明書は、記載の出口 IC で回収します。
- 復路をご利用の際は、ボランティア活動終了後に災害ボランティアセンター等で活動確認の押印が必要となります。
- 証明書は料金所で回収されます。往路用と復路用は別々の用紙で印刷してください。
- 阪神高速道路等の無人料金所では料金所スタッフが不在のため、確認印の押印ができませんので、料金所にある呼出しボタンにてお申し出ください
- 証明書に記載いただいた個人情報は本措置の管理目的のみに利用し、法令で認められる場合を除き第三者への開示・提供をいたしません

5 インターネットをご利用されない場合の災害ボランティア車両の高速道路の無料措置

インターネットをご利用されない場合は、従来どおりの手続きをお願いします。

災害ボランティアの車両における手続き

